

南魚沼市監査委員告示第3号

住民監査請求に係る監査結果について

平成24年3月30日付けで提出のあった住民監査請求について、監査した結果を地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月14日

南魚沼市監査委員 廣井 正一

南魚沼市監査委員 腰越 晃

住民監査請求に係る監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

平成24年3月30日

3 請求の内容

市長及び副市長に関する措置請求の内容は、次のとおりである。

(1) 兼続通り商店街立像設置委託業務について

井口一郎市長は株式会社バンダイ代表取締役上野和典と、平成22年9月21日業務委託契約書を締結し、委託金額の23,058,000円を2011年3月30日支払いました。

六日町の北越銀行と関電気の前に設置された上杉景勝と直江兼続の立像を見た私は、すぐさま建白書を書き平成23年1月17日井口一郎市長に提出しました。

その後、平成23年1月19日付けで、私が書いた建白書に対する回答書が来ました。

契約書に添付されている仕様書の1に「別添の原画を基に戦国武将の等身大立像5体作成し」とあり、5には「立像には、武将名、生没年、略歴等を説明したプレートを添付し」とあります。

私は、株式会社バンダイの担当者の〇〇さんに電話をかけ、私が文化庁の認可を受けた刀鍛冶で刀の形態については専門家である事を告げ、「仕様書の5にある日本の室町時代に実在した武将を立像にするのであれば、時代考証は基本中の基本である。また、仕様書の1に別添えの原画を提供したのは、株式会社バンダイである事からバンダイにも責任はあるはずであると言ひ、刀の形態が全くでたらめである事は、戦国時代において命をかけて日本の平和を追い求めた武将達を愚弄するもはなはだしい。」と伝えたところ、「時代考証を基本にし修正する事は出来ますので、市長からの修正要請を出していただきたい。」との事でした。そこで私は早速市長に会いこの事を伝えたところ「修正の必要は無い。」との事でした。

井口一郎が個人として時代考証を無視した立像を作る事は個人の自由ですが、南魚沼市長として公金を以て「でたらめ立像」を作った事は、不適正支出であると思ひます。よって、「でたらめ立像」を修正しないのであれば、「でたらめ立像」を撤去し立像の制作費23,058,000円は井口一郎市長と小原元久副市長二人で南魚沼市に返還せよ。なお撤去にかかる費用は井口一郎市長と小原元久副市長二人で負担せよ。

私は市長に会えないときは、副市長に会い用件を伝えてきました。また、担当者の商

工観光課の〇〇は私に対して「渡邊さんあなたは立像についていろいろと文句をつけているが、戦国時代に行き武将達に会って来たのか。」と言いました。人間の生存年数がどれくらいのものか理解出来ない職員には、時代考証という文言を理解する事は難しいものかと私は感じました。

また証拠物の⑤は、専門家の意見を理解しようとしなない公務員独特の考え方であり、地方公共団体の職員が雇い主の一住民に対する恫喝行為であると私は感じています。公務員は行政事務については専門家であっても、いろんな職業についての専門知識に付いては疎い事を見聞きしています。それぞれの専門家の知識には聞く耳をもつべきであると私は思います。

証拠物の⑤は専門家に対する真摯な対応とは受け止めれない。文中「無関係な第三者に迷惑をかけぬよう」とありますが、株式会社バンダイに支払う23,058,000円は住民の金である。23,058,000円を支払うのは住民である事を理解出来ぬとは、呆れて驚くだけである。

証拠物の⑤の内容は公務員の仕事に口出しするなと言う恫喝文書であると私は感じています。

(2) 坂戸城築城500年祭について

井口市長は平成23年3月議会で坂戸城築城500年祭をやると言明した。

昭和29年2月10日に新潟県南魚沼郡六日町大字坂戸（現在は南魚沼市）にある坂戸城は、新潟県重要文化財の指定をうける。

昭和53年1月24日に六日町の教育長小川光雄が新潟県の教育長米山市郎宛に、六日町長南雲順一より文化庁長官犬丸直宛の国指定文化財史跡指定申請書を送る。

昭和54年3月23日に新潟県教育委員会教育長宛に、文化庁次長吉久勝美より昭和54年3月12日付けで、文化庁保記第2の6号で坂戸城が史跡に指定された通知が来る。

通知は「文化財保護法第69条第1項の規定により坂戸城跡を史跡に指定する。」旨の内容で、説明文の中には「南北朝時代に上杉氏の家臣長尾氏一族の居城とされたのに始まり、慶長15年廃絶された。」と記されていました。

文部省告示第23号文化財保護法第69条第1項の規定により記念物として指定され、長尾氏が居城としていた坂戸城は南北朝時代からで、西暦1350年代になります。井口市長が平成23年3月議会で坂戸城築城500年祭をやると言った時代は、西暦1512年になりますので、時代的に100年以上のずれが生じます。

よって井口市長がやると言った坂戸城築城500年祭は文部省告示第23号に反する行為である。文化庁の記念物課では「国が史跡に指定した事については尊重すべきである。」との文言でした。

そこで井口市長が委員長をした坂戸城築城500年祭実行委員会の運営委員長の〇

〇に支出した700万円と、コンテンツ・ツーリズム推進協議会委員長〇〇に支出した1500万円合計2200万円は井口一郎市長と小原元久副市長と二人で南魚沼市に返せ。

尚、井口市長が平成23年12月議会で「坂戸城築城500年、これについては異論があったところであります。しかし、私どもは上田史談会の皆さん方が丹念に精査、調べた結果間違いない」と発言していますが、如何に町おこしの祭りだからといっても、国が認定した事を無視しても良いという事にはならない。

昭和53年1月24日坂戸城を国指定文化財史跡指定申請書を提出したのは、当時の六日町長南雲順一である事から、合併後の南魚沼市の執行部の都合で国指定文化財の史跡年代を勝手に変えるのであれば、国の指定を解消してからやれば良い。

昭和54年3月12日付け文部省告示第23号を勝手に解釈出来るなどと言う事は言語道断である。

(「南魚沼市職員措置請求書」を原文のまま記載)

4 事実証明書

事実証明書として次の書類又は書類の写しが添えられていた。

「(1) 兼統通り商店街立像設置委託業務について」に関しては以下の書類又は書類の写し。

- ① 業務委託契約書及び仕様書の写し
- ② 設置位置と武将像及び原画の写し
- ③ 井口市長宛建白書 平成23年1月17日
- ④ 渡邊繁美宛の回答書 平成23年1月19日付の写し
- ⑤ 渡邊繁美宛「兼統通り商店街の武将像に関する第三者への迷惑行為について」の写し
- ⑥ 委託業務検査・検収調書兼合格通知書の写し
- ⑦ 請求書及び支出命令書の写し

「(2) 坂戸城築城500年祭について」に関しては以下の書類又は書類の写し。

- ① 坂戸城築城五百年祭ポスター
- ② 新潟県重要文化財指定 坂戸城址及び関連文書の写し
- ③ 国指定文化財史跡指定申請書及び関連文書の写し
- ④ 文化庁庁保記第2の6号及び文部省告示第23号関連文書の写し
- ⑤ 坂戸城築城500年祭実行委員会名簿の写し
- ⑥ アフター「天地人」関連事業実施決定資料リスト及び坂戸城築城500年祭実行委員会設立総会議事録の写し
- ⑦ 坂戸城築城500年祭実行委員会からの平成23年度市補助事業補助金交付申請書関連文書及び支出命令書の写し

- ⑧ コンテンツ・ツーリズム推進協議会からの平成 23 年度市補助事業補助金交付申請書関連文書及び支出命令書の写し

第 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を次の 2 点とした。

- (1) 兼続通り商店街立像設置委託業務について
- (2) 坂戸城築城 500 年祭関係補助金交付について

2 監査対象課

商工観光課及び企画政策課

3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 4 月 25 日、監査室において証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求の要旨に沿った陳述がなされ、その際、事実証明書の (2) ③の書類の差替えを行った。

また、関係職員が立ち会った。

4 関係職員の陳述及び調査

(1) 関係職員の陳述

平成 24 年 4 月 25 日、監査室において商工観光課及び企画政策課職員から意見の陳述を聴取した。その際、請求人が立ち会った。

(2) 関係職員聴取

商工観光課及び企画政策課の関係職員から事情を適宜聴取した。

(3) 事情聴取の結果

関係職員の陳述及び関係職員聴取を行った結果は、以下のとおりである。

ア 兼続通り商店街立像設置委託業務について

(ア) 武将像を設置しようと考えた目的、選択した理由について

平成 21 年の NHK 大河ドラマ「天地人」の放映の効果で、多くの観光客で賑わいを見ることができたことから、その賑わいを一過性のものとせず、放映終了後の観光交流の持続的な発展につなげるための諸施策を検討、実施することとなりました。

その推進組織として、南魚沼市アフター「天地人」推進プロジェクトチーム（通称：愛 P）が平成 21 年 7 月 9 日（木）に設立され、創設された「愛プロジェクト推進基金」を財源とした事業展開を「若者」の創意による発案と連携による実働を基本として諸事業を進めていきました。

組織化に際しては、(社) 雪国青年会議所代表者や同 OB、市内商工会青年部代表者などの商工業の関係者を核として、(財) 山の暮らし再生機構の地域支援員、天地人推進事務局の観光 PR 室員、天地人推進事務局、商工観光課、企画政策課の担当で構成され、「若者」の発案と官民・市内地域間連携の実働による事業実施を進めていきました。

特に、新たな誘客事業の企画運営として、「戦国 EXPO」を開催し、直江兼続公・上杉景勝公を地域資源として改めて定着させ、引き続いて情報発信を行うべく事業展開してきました。加えて、懸念される観光交流の落ち込みを最小限に抑えるため、その関連イベントとして「まちなか漫画ミュージアム」「恋人の聖地、愛の大橋」なども実施したところです。

本事業も戦国 EXPO の会場内の展示内容から発展させて、効果的に「まち歩き」への誘導策として、先進事例を参考として立像の設置事業について実施決定したものです。

このほか関連事業として、市では、まちづくり交付金事業で天地人の放映記念像である「喜平次と与六の像」の設置を行い、六日町中央商店街組合の皆さんは経済産業省の補助金を活用しながら「まち歩き」促進による商店街活性化事業として「ご当地グルメによる地域づくり」イベントの開催及び「足湯の設置」を行いました。また、市内関係者の実行委員会による「義と愛の総合文化展」なども実施されており、正に官民一体となった連携した事業の展開があり、現在も「コンテンツ・ツーリズム推進協議会」の活動へと事業継続されています。

(イ) 時代考証を実施しないで製作したことについて

今回の立像設置が「時代考証に基づくものでない」とする請求人の主張については、その点に関しては市としても全く同じ認識です。

設置の目的が実在した武将を顕彰することにあつて、他の一般的な例にみられる銅像などのような歴史的な立像を設置するのであれば、十分な時代考証を行い、可能な限りの実在の人物に近いものを製作設置すべきものです。

しかしながら、本事業では、戦国武将をモチーフとした「漫画」としての原画をもとに製作設置したものであり、商店街の活性化（観光交流の活性化）を目的として漫画的なデザイン画を立像化したもので、原画作者のデザインそのものを重視して製作設置すべく株式会社バンダイ様に発注したものです。

こうした設置の目的から実施した事業であり、特に時代考証を必要としないことから、そのことをもって「不適正支出」には当たらないと認識していますし、

修正を加える必要もないとご説明してきたところです。

また、委託契約書の仕様書にあります「別添の原画を基に戦国武将の等身大立像5体を作成し」及び「立像には、武将名、生没年、略歴等を説明したプレートを添付し」とあり、その通りに受託業者に設置してもらいましたが、このことにより当初の事業目的を離れ、時代考証の必要な一般的な銅像・立像の設置に方針変更したものではありません。

契約書や仕様書は、契約の当事者がその契約内容を明確にするために取交すものであることは言うまでもありませんが、本件の契約の仕様書の記載方法により契約の当事者である受託者が誤解し、市の事業目的に沿わない立像設置を行い市に損害を与えたものではありませんし、適正な履行があったものとして完了検査をしています。

イ 坂戸城築城500年祭関係補助金交付について

坂戸城築城500年祭は、何の根拠もなしに実施したものではありません。坂戸城築城500年の根拠は、山形県酒田市の本間美術館が所蔵する永正9年（1512年）2月28日の「穴沢古文書」の記載に起因するものです。この文書は「坂戸城主長尾房長が坂戸城を築城するため人夫調達を穴沢源左衛門尉に宛てた内容」となっており、坂戸城築城に関しての文書はこれ以外見当たらず貴重な史料といえます。

また、直接的な根拠にはありませんが室町時代の禅僧万里集九が永正3年（1506年）に刊行した東国旅行記「梅花無尽蔵」に三国峠を越えて上田庄に訪れた記述があり木六郷の尻高屋敷に宿泊しています。この旅行記の中では訪れた地域の城に必ず立寄って記載しているにもかかわらず、越後国では一切城の記述がありません。

これらの古文書を根拠として、本格的な築城年代を永正9年として、2012年がこの年から数えて500年目にあたることとしました。

しかし、渡邊氏が言われている通り坂戸城の築城年については、他にも学説がありますが、歴史学は数学や科学とは異なり絶対的な真理を求めることは困難であり、異なる学説を戦わせることにより発展させるべき学問であります。そもそも坂戸城築城500年祭実行委員会は、学術機関ではなく、500年にこだわり別の学説を否定するために「坂戸城築城500年祭」を実施したのではなく、大河ドラマ「天地人」で全国に発信することができた郷土の歴史や偉人を継続的な地域活性化に繋げ、東日本大震災や夏の水害により低迷する地域経済を「愛プロジェクト」基金の活用により活力を与えるための商業及び観光イベントとして実施したものであります。

第4 監査の結果

1 事実関係

監査対象事項に係る事実関係については、次のとおりである。

(1) 兼統通り商店街立像設置委託業務について

ア 業務委託執行伺 平成22年9月15日

契約の方法：随意契約

イ 請負・委託業者指名候補伺 平成22年9月15日

指名：株式会社バンダイ

ウ 支出負担行為日 平成22年9月21日

エ 支出負担行為額 23,058,000円

オ 検査・検収日 平成23年3月11日

カ 支出日 平成23年3月30日

キ 支出額 23,058,000円

ク 仕様の概要（請求事項と関連する部分）

(ア) 原画を基に戦国武将の等身大立像5体を作成し、設置する。

(イ) 立像は概ね2,000mm前後の高さとし、FRPで作成し、塗装後にウレタンクリアー仕上げを施すこと。

(ウ) 立像の作成にあたっては、原画作者の意匠と乖離しないように、粘土原型の段階で原作者や発注者と十分な打合せ及び確認を行うものとする。

(エ) 立像の作成にあたっては、鑑賞者が接触しても危険がないように鋭利な部分を丸くするなど、危険防止に最大の配慮を行うものとする。

(オ) 立像には、武将名、生没年、略歴等を説明したプレートを添付し、観覧者がその武将について一定程度の理解が得られるよう工夫すること。

ケ 作成武将像

・上杉景勝、直江兼統、上杉謙信、真田幸村、石田三成の5体

(2) 坂戸城築城500年祭関係補助金交付について

ア 国指定「坂戸城跡」の指定等

(ア) 指定年月日

昭和54年3月12日

(イ) 官報告示

昭和54年3月12日付け 文部省告示第23号

(ウ) 指定理由

ア) 指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡二
(城跡)による。

イ) 説明

坂戸城跡は、新潟県東南部の坂戸山に所在する中世の山城跡である。南北朝時代に上杉氏の家臣長尾氏一族の居城とされたのに始まり、慶長15年廃絶された。現在16世紀後半に完成したとされる縄張りを示す郭・土塁・堀切り等が、また山の西麓には、城主居館が残り、中世山城の典型的な姿をとどめている。

イ コンテンツ・ツーリズム推進事業

(ア) 実施主体

コンテンツ・ツーリズム推進協議会

(イ) 事業目的

大河ドラマ「天地人」主人公の直江兼続公ゆかりの坂戸城が築城され500年の記念の年であることを祝し、郷土の歴史及び偉人を顕彰すべきイベントを開催し誘客を促し、東日本大震災及び水害により低迷する地域の活性化を図る。

(ウ) 事業概要

ア) 事業費 総額 19,149,598 円

うち市補助金 15,000,000 円

イ) 事業内容

- ・ 前日祭 11月4日
- ・ 上杉邦憲氏講演会 11月4日
- ・ 天下統一！ご当地武将グランプリ (11月5日～6日)
- ・ 戦国武将婚 (11月5日) (共催)
- ・ コンテンツ・トーク・セッション (11月5日)
- ・ 戦国シンポジウム (11月6日) (共催)

(エ) 補助金の支出

平成23年10月24日 8,000,000 円

平成23年12月27日 7,000,000 円

ウ 坂戸城築城500年祭事業

(ア) 実施主体

坂戸城築城500年祭実行委員会

(イ) 事業目的

大河ドラマ「天地人」主人公の直江兼続公ゆかりの坂戸城が築城され500年の記念の年であることを祝し、郷土の歴史及び偉人を顕彰すべきイベントを開催し誘客を促し、東日本大震災及び水害により低迷する地域の活性化を図る。

(ウ) 事業概要

ア) 事業費 総額 9,300,100 円

うち市補助金 7,000,000 円

イ) 事業内容

- ・戦国武将婚 11月5日(共催)
- ・戦国シンポジウム 11月6日(共催)

(エ) 補助金の支出

平成23年10月24日 7,000,000 円

2 判断

請求人の主張、事実関係の確認及び関係職員から事情聴取等を行った結果に基づき、次のように判断する。

(1) 兼続通り商店街立像設置委託業務について

南魚沼市では、平成21年にNHKが放映した、当市で生まれた直江兼続を主人公とする大河ドラマ「天地人」に合わせ、それに関連したイベントを実施し、地域の活性化に取り組んだ。「天地人」博覧会の開催もその一つで、入場者数約43万人を記録した。決算剰余金も生じ、その資金は市の「愛プロジェクト推進基金」(以下「基金」という。)造成の原資となった。

平成22年には、市は、前年の誘客数の落込みを防ぐため、基金からの資金を使い、いくつかのイベントを計画し、実施していった。「天地人」博覧会の会場で開催された、「戦国EXPO」の開催もその一つである。

「戦国EXPO」では、催事の一つとして株式会社バンダイが有する武将像のカードを来場者に配付した。当該武将像の立像は、その武将像のカードを原画として、その原画から立像を製作し、「まちなか」に配置することで、会場からまちなかへ誘客を図るために計画し、設置されたものである。

請求人は、台座に、生没年等が記載される以上、時代考証を行うのが当然であり、時代考証を無視するから、立像はこれまでの学術的な成果に反する意匠になり、そのような立像製作を行ったことは不当であると主張する。刀工としての請求人の職業倫理からすれば当然の主張とも思えるが、本件請求に係る立像製作において、時代考証を義務付ける法的な根拠はない。また、当然のこととして創作の自由は最大限尊重されなければならない。当該立像の設置は、地域活性化策の一環として計画されたものであり、著作権者の使用許諾を得ていることが認められ、何ら公益の侵害は認められず、不当な公金の支出という請求人の主張は理由がないと判断する。

(2) 坂戸城築城500年祭関係補助金交付について

当該補助金は、前記(1)の立像設置と同様に、NHK大河ドラマ「天地人」放映による効果を一過性のものとせず、郷土の歴史及び偉人を顕彰するイベントを開催することにより地域の活性化を図るために、計画され、実施された事業に交付されたものである。

文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」(第1条)ことを目的とし、地方公共団体の任務として、「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすことを認識し、その保存が適切に行われるように」(第3条)この法律の趣旨の徹底に努めるよう規定している。坂戸城跡の史跡指定理由の内容は、基本的には尊重されるべきものと考えているが、それは国として史跡指定した理由を示したものであり、それ以外のものを認めない唯一の歴史的事実を示したという趣旨のものではない。

請求人は、坂戸城築城500年は史跡指定理由に反したものであり、そういうイベントに補助金を交付するのは不当であると主張する。しかし、当該補助金を交付した事業は、築城500年か否かを争うような歴史の神学論争とは無関係な事業であり、地域活性化の一環として計画し、実施された事業に交付されたものと認められ、何ら公益の侵害はなく、不当な公金の支出という請求人の主張は理由がないと判断する。

3 結論

以上のことから、請求事案に係る支出について不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないため、当該措置の必要は認めない。